長崎短期大学事務組織及び事務分掌規程

（令和４年６月１日制定）

改正　令和５年６月１日　令和７年９月２４日

令和８年４月１日

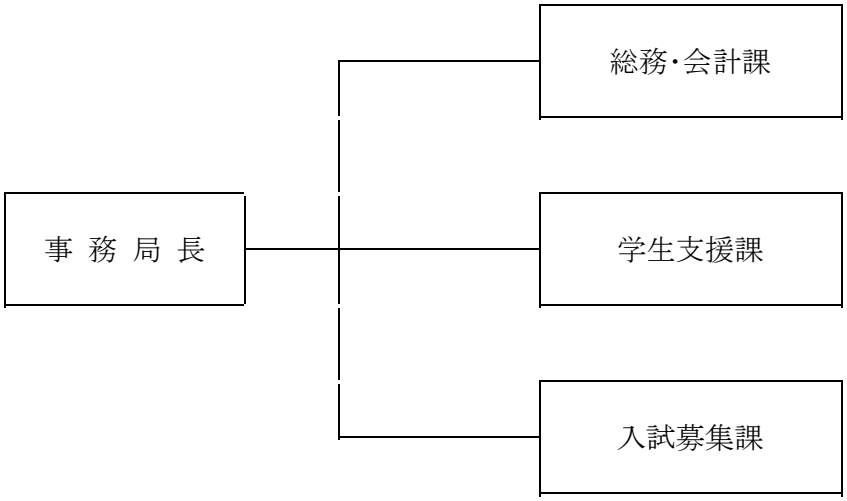
第１章　総則

（趣旨）

第１条　長崎短期大学（以下「本学」という。）の事務組織及び事務分掌については、学校法人九州文化学園事務組織規定に定めるほか、必要な事項はこの規程に定める。

（組織）

第２条　本学の事務組織を次の通り定める。



（事務局）

第３条　本学に事務局を置く。

２　事務局は、本学に係る事務全般を分掌する。

（事務局長）

第４条　事務局に事務局長を置く。

２　事務局長は、学長及び法人事務局長の命を受けて、本学全般の事務を統括する。

（課）

第５条　事務局を総務･会計課、学生支援課、入試募集課に分ける。

（課長等）

第６条　課に課長を置く。

２　課には必要に応じ、課長補佐又は係長を置くことができる。

（専門職等）

第７条　課に次の各号に定める専門的知識･技術･経験を有する専門職を置くことができる。

（１）　入試募集課に、アドミッション･オフィサーを置くことができる。

（２）　学生支援課に、カリキュラム･コーディネーターを置くことができる。

（３）　学生支援課に、アカデミック・アドバイザーを置くことができる。
（４）　学生支援課に、ＩＲに係る専門職を置くことができる。
（課長の職務）
第８条　課長は、事務局長の命を受け、所管事務を総括･掌理するとともに、所属課員を指導･監督し、それぞれの課を代表する。
２　課長補佐及び係長は、上職を補佐し、その命を受け、担当事務を処理する。
（事務職員）
第９条　事務職員は、所属長の職務上の指示･命令に従い、誠実に業務に従事し、その職責を遂行しなければならない。

第２章　事務分掌

（総務・会計課）
第１０条　総務・会計課の事務分掌を、次のとおり定める。
（１）　業務所掌の把握・学内規程の整備に関すること
（２）　各種式典・行事の運営及び証書類の作成に関すること
（３）　管財・営繕管理、消耗品管理、施設防災に関すること
（４）　公印及び公文書類の管理に関すること
（５）　常勤勤怠管理に関すること
（６）　各種報告書・調査物の作成に関すること
（７）　私学共済に関すること
（８）　予算立案、学納金・徴収金の管理及び督促、入出金管理、事務費に関すること
（９）　研究費・科学研究費の管理、監査対応に関すること
（１０）　研究支援に関すること
（１１）　各種競争的資金申請業務に関すること
（１２）　補助金申請・管理に関すること
（１３）　理事長・学長スケジュール管理に関すること
（１４）　教授会に関すること運営会議に関すること
（１５）　大学間連携に関すること
（１６）　地域連携に関すること
（１７）　安全衛生委員会、研究費不正使用防止委員会、研究倫理委員会、産学官・地域連携委員会、情報セキュリティ委員会、利益相反マネジメント委員会、防火･防災委員会、ハラスメント対策委員会に関すること
（１８）　事業計画に関すること
（１９）　所掌事項に係る諸規程等の制定及び改廃に関すること
（２０）　その他、総務・会計業務に関すること
（学生支援課）
第１１条　学生支援課の事務分掌を、次のとおり定める。
（１）　教育課程及び時間割に関すること
（２）　学籍管理及び証明書発行に関すること
（３）　教室及び非常勤講師の管理に関すること
（４）　学生の厚生補導及びボランティア活動に関すること
（５）　就職及び進学全般に関すること
（６）　保健管理に関すること

（７）　図書館事務に関すること
（８）　研究紀要その他学術研究成果の編集・刊行に関すること
（９）　申請書・届出書作成に関すること
（１０）　IR 業務に関すること
（１１）　教員の履歴業績の管理に関すること
（１２）　教育改革に関すること
（１３）　国際交流、留学支援に関すること
（１４）　教務委員会、学生委員会、図書委員会、国際交流委員会、大学改革・IR 委員会、産学官・地域連携委員会、自己点検・評価委員会、防火･防災委員会、ハラスメント対策委員会に関すること
（１５）　所掌事項に係る諸規程等の制定及び改廃に関すること
（１６）　その他、学生支援業務に関すること

（入試募集課）

第１２条　入試募集課の事務分掌を、次のとおり定める。
（１）　学生募集活動に関すること
（２）　学生募集要項及び入試実施要項等の作成に関すること
（３）　入学者選抜の総括及び連絡調整に関すること
（４）　入学者選抜の方針、計画及び実施に関すること
（５）　入学者選抜に係る調査統計及び諸報告に関すること
（６）　入学願書の受付及びデータ入力・管理に関すること
（７）　広報の総合企画及び実施に関すること
（８）　入試・募集・広報委員会に関すること
（９）　所掌事項に係る諸規程等の制定及び改廃に関すること
（１０）　その他、入試、学生募集に伴う業務に関すること

（事務）

第１３条　この規程に関する事務は、総務･会計課が行う。

（規程の改廃）

第１４条　この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が行う。

附　則

この規程は令和４年６月１日から施行する。

附　則（令和５年６月１日）

この規程は、令和５年６月１日から施行する。

附　則（令和７年９月２４日）

この規程は、令和７年９月２４日から施行する。

附　則（令和８年４月１日）

この規程は、令和８年４月１日から施行する。